

入札参加用・保存

入札のしおり

平成 31 年 3 月

印西地区環境整備事業組合

目 次

はじめに	-----	2
入札約款	-----	3
入札の心得	-----	1 0
様式		
入札書（工事用）	-----	1 3
入札書（業務委託用）	-----	1 4
入札書（物品用）	-----	1 5
入札書（共同企業体用）	-----	1 6
委任状（工事用）	-----	1 7
委任状（業務委託用）	-----	1 8
委任状（物品用）	-----	1 9
委任状（共同企業体用）	-----	2 0
誓約書（工事用）	-----	2 1
誓約書（業務委託用）	-----	2 2
誓約書（物品用）	-----	2 3
誓約書（共同企業体用）	-----	2 4
入札辞退届	-----	2 5
入札辞退理由	-----	2 6

は じ め に

入札は、公平さと競争維持を基本として、地方自治法等の法律や入札約款等の印西地区環境整備事業組合（以下「組合」という。）規定に基づき厳格に執行されており、各入札参加者においても入札手続きについて十分理解しておかなければなりません。

このため、入札参加者が手軽に参照できるように作成したのがこのしおりです。

組合における入札執行は、おおむね次のような流れに沿って進められます。

①誓約書と委任状の確認 ⇨ ②入札辞退の確認 ⇨ ③入札開始宣言・入札 ⇨ ④開札・入札書の確認 ⇨ ⑤開札結果の読上げ ⇨ ⑥落札宣言

これまでの入札執行の経験から、入札参加者には特に次の点に御留意していただきたいと思います。

(1) 入札書、誓約書、委任状は、組合様式を用いること。

(パソコン等で作成する場合打ち間違いのないよう十分注意すること。)

(2) 入札書は、再度入札がある場合があるので最低2部用意すること。

(3) 工事等の箇所、工事等の名称は、「入札執行について」の通知に基づき記載すること。

(4) 都合により入札を辞退することは自由ですが、辞退する場合は必ず辞退届を提出すること。

なお、辞退したことを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(5) 委任状は、代理人では訂正できないので、代表者の捨て印を押しておくこと。

なお、入札参加者は、訂正等を行う場合があるので自己の印鑑を持参すること。

各入札参加者は、このしおりを十分参照し、法令を守り公正な入札に参加していただくようお願いいたします。

印西地区環境整備事業組合工事等入札約款

(目 的)

第1条 印西地区環境整備事業組合の発注に係る工事又は製造その他の請負契約及び財産の買入れその他の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるものの他、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において設計図書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は別記第1号様式により作成し、封かんのうえ、入札者の指名を表記し、入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を提出しなければならない。※代表者（氏名）印を必ず押印のこと。

4 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。※代表者（氏名）印を必ず押印のこと。

5 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当するものを入札代理人とすることはできない。

7 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格のある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退すると

きは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届（別記第4号様式）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

（入札の取りやめ等）

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 入札参加者が一人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

（無効となる入札）

第6条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 誓約書を提出しない者がした入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）

- (5) 記名押印を欠く入札
 - (6) 金額を訂正した入札
 - (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (8) 明らかに連合であると認められる入札
 - (9) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
 - (10) 入札書に辞退と記入し、入札箱に投函した入札
 - (11) 入札に際して不正を行った者がした入札
 - (12) 入札金額内訳書（法令又は当該入札に係る公告若しくは当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。）の提出のない入札又は入札金額内訳書に重大かつ明白な不備がある入札
 - (13) 入札書の金額と入札金額内訳書の合計金額が異なる入札
 - (14) 入札金額が0円の入札
 - (15) 低入札価格調査において、事情聴取に協力しない者、調査報告書の提出に代わる届出をした者及び契約担当者から指示された書類を規定の期限までに提出しない者がした入札
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- (失格となる入札)

第7条 次の各号のいずれか該当する入札は失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (2) 再度の入札において、1回目の入札の最低価格を上回る金額の入札
- (3) 低入札価格調査において失格とされた入札

(保留)

第8条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査が必要なとき
- (2) 発注者が特に必要と判断したとき

(落札者の決定)

第9条 工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 委託業務及び工事用材料の買入りに係る入札においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第11条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、再度入札の回数は、原則として1回までとする。ただし、予定価格を事前に公表する入札にあつては、再度の入札を行わない。

2 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(入札の不調)

第12条 開札（再度入札を含む）の結果、予定価格に達しない場合は入札を不調とする。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約（仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(入札保証金)

第14条 入札参加者は、その者が見積る契約金額（単価による入札にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金を入札前に本組合に納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当するときは、入札保証金の一部又は全部を免除するものとする。

(1) 入札参加者が保険会社との間に本組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 入札参加者が過去2年間に本組合、国（公団を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 前二号に掲げるもののほか、前号に準ずるものであつて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 前号に規定する入札保証金の納付は、次の各号に掲げる有価証券をもって代えることができる。この場合において、担保として提出された証券の価格は、当該各号に定める価格とし、証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えたものでなければならない。

(1) 国債又は地方債

政府ニ納ムヘキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額

(2) 特別の法律による法人の発行する債権

額面又は登録金額（発行価格が額面又は登録金額と異なるときは、発行価各）の10分の8に相当する金額

(3) 金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形

手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応ずる額）

(4) 金融機関の保証する小切手

保証する金額

(5) 金融機関の保証

保証する金額

(入札保証金の還付等)

第15条 入札保証金は、入札終了後、直ちに入札者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、契約を締結した後これを還付し、又は契約保証金の納付に充当することができる。

(契約保証金)

第16条 落札者は、当該契約の締結に際し、契約代金の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。第14条第2項の規定は、契約保証金について準用する。この場合において、同項第5号の「金融機関の保証」とあるのは、「金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証会社がする保証」と読み替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、契約証金の一部又は全部を納付させないことができる。

(1) 契約の相手方が保険会社との間に本組合を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。

(4) 契約の相手方が法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売却代金が即納されるとき。

(契約保証金の還付)

第17条 前条に規定する契約保証金は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確

認したとき又は契約を解除したときは、速やかに還付する手続をしなければならない。

(異議の申立)

第18条 入札をした者は、入札後、この約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(その他)

第19条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(補則)

第20条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

(沿革)	平成8年8月19日	制定施行
	平成9年4月1日	改正施行
	平成15年7月1日	改正施行
	平成16年5月1日	改正施行
	平成18年9月1日	改正施行
	平成26年4月1日	改正施行
	平成31年3月1日	改正施行

入札の心得

印西地区環境整備事業組合（以下「組合」）における入札は、入札約款の定めるところにより執行しますが、特に次の事項に留意のうえ、入札を行ってください。

1. 入札の参加について

- (1) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、組合様式による委任状を持参させなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札の前に組合様式による誓約書を提出しなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。
- (4) 入札書は組合様式により作成し、封かんの上、入札者の指名を表記し、通知書に示した時刻までに入札箱に投入しなければならない。

2. 入札参加の辞退について

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ① 入札執行前には、入札辞退届（組合様式）を契約担当者に直接持参又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - ② 入札執行中には、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

3. 無効となる入札について

(1) 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- ④ 記名、押印を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合であると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
- ⑨ その他入札に関する条件に違反した入札

4. 落札者の決定について

(1) 工事又は製造に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、特に最低制限価格を設けない場合においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(2) 委託業務及び工事用材料の買入りに係る入札においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

(3) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

5. 再度入札について

(1) 開札の結果、入札参加者全員が予定価格に達しない場合は、直ちに再度の入札を行う。

(2) 再度入札の回数は、原則として1回までとする。

- (3) 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者とする。
- (4) 入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

6. 異議の申立について

- (1) 入札をした者は、入札後、入札約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

別記第1号様式-1(工事用)

入 札 書

年 月 日

様

住 所
氏 名
代理人氏名

印
印

入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した金額をもって工事請負契約書(案)のとおり請負いたします。

円 也

工 事 場 所

工 事 名

※ 金額は算用数字で記入し、頭部に¥をつける。

別記第1号様式-2(業務委託用)

入 札 書

年 月 日

様

住 所
氏 名
代理人氏名

印
印

入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した金額をもって業務委託契約書(案)のとおり請負いたします。

円 也

委託業務場所

委託業務名

※ 金額は算用数字で記入し、頭部に¥をつける。

別記第1号様式-3(物品用)

入 札 書

年 月 日

様

住 所
氏 名
代理人氏名

印
印

入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した金額をもって物品売買契約書(案)のとおり納品いたします。

円 也

件 名

納 入 場 所

※ 金額は算用数字で記入し、頭部に¥をつける。

別記第1号様式-4(共同企業体用)

入 札 書

年 月 日

様

共同企業体の名称

共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

代 理 人 氏 名

印

入札約款を遵守し、下記金額に当該金額の取引に係る消費税及び地方消費税の額を加算した金額をもって工事請負契約書(案)のとおり請負いたします。

円 也

工 事 場 所

工 事 名

※ 金額は算用数字で記入し、頭部に¥をつける。

委 任 状

年 月 日

様

住 所
氏 名

印

私は都合により(代理人の氏名印)を代理人と定め、下記工事の入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

工 事 場 所

工 事 名

別記第2号様式-2(業務委託用)

委 任 状

年 月 日

様

住 所
氏 名
印

私は都合により(代理人の氏名印)を代理人と定め、下記委託業務の入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

委託業務場所

委託業務名

別記第2号様式-3(物品用)

委 任 状

年 月 日

様

住 所
氏 名

印

私は都合により(代理人の氏名印)を代理人と定め、下記物品購入の入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

件 名

納 入 場 所

別記第2号様式-4(共同企業体用)

委 任 状

年 月 日

様

共同企業体の名称

共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

私は都合により(代理人の氏名印)を代理人と定め、下記工事の入札及び見積に関する一切の権限を委任いたします。

記

工 事 場 所

工 事 名

誓 約 書

年 月 日

様

住 所
氏 名
代理人氏名

印
印

工 事 場 所

工 事 名

上記工事の入札に際し、連合等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

別記第3号様式-2(業務委託用)

誓 約 書

年 月 日

様

住 所
氏 名
代理人氏名

印
印

委託業務場所

委託業務名

上記委託業務の入札に際し、連合等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

誓 約 書

年 月 日

様

住 所
氏 名
代理人氏名

印
印

件 名

納 入 場 所

上記物品購入の入札に際し、連合等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

別記第3号様式-4(共同企業体用)

誓 約 書

年 月 日

様

共同企業体の名称

共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

印

代 理 人 氏 名

印

工 事 場 所

工 事 名

上記工事の入札に際し、連合等による入札の公正を害するような行為をしないことを誓約します。

入 札 辞 退 届

工事等の名称 _____

上記について（入札参加資格がある旨の確認・指名）を受けましたが、別紙理由により入札参加を辞退します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印
印

契約担当者様

- 注意(1) この届は、入札執行前には、契約担当者に直接持参するか又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）してください。
- (2) 入札執行中には、この届又はその旨を明記した入札書を、入札執行宣言の前に入札執行者に直接提出してください。
- (3) 電車等の遅れ等やむを得ず入札に参加できなかったときは、事後においても必ず、契約担当者に直接持参してください。
- (4) 入札を無断で辞退することがないように十分御留意ください。

別紙理由

入 札 辞 退 理 由

1. 手持ち工事が多く、さらに工事を受注することが困難である。
(向こう か月程度)
2. この工事を受注した場合、技術者の確保が困難である。
3. 作業員の確保が困難である。
4. 会社（個人企業の場合には個人）の都合による。
5. その他（ ）

注意

- (1) 辞退理由により、今後、不利益な取扱いを受けることはありません。
- (2) 辞退理由のうち、該当するものにマルを付けてください。
- (3) 辞退理由1の場合には、受注困難である月数を記入してください。
- (4) 辞退理由5の場合には、簡潔に理由を記入してください。